

コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る有価証券上場規程の一部改正について

2026年9月7日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程の一部改正を行い、2026年9月10日から施行します。
今回の改正は、コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の改訂に関して所要の上場制度の見直しを行うものです。

II. 改正概要

1. コードの改訂

- 有価証券上場規程（以下、「規程」といいます。）の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するものとします。

（備 考）

・規程別添

2. コンプライ・オア・エクスプレイン

- 上場内国会社は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」といいます。）において説明する」ものとします。
 - (1) メイン市場及びプレミアム市場の上場会社
基本原則・原則
 - (2) ネクスト市場の上場会社
基本原則

・規程第435条

III. 施 行 日

- 2026年9月10日から施行します。
- 上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたCG報告書を、準備ができ次第、2027年7月末日までに提出するものとします。

以 上